

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る島田市の対応方針（令和3年9月10日改正）

令和3年8月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第32条第1項の規定による緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針、静岡県の対応方針に基づく他、島田市新型コロナウイルス感染症対処方針（5月30日）を踏まえ、以下の方針による対応を行う。

## 1 措置を実施する期間

令和3年8月20日（金）～9月30日（木）

## 2 措置の対象とする区域

島田市内全域（静岡県全域）

## 3 実施する措置の内容

### （1）基本方針

デルタ株をはじめとする新たな変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されている。このことから、社会経済活動を維持しつつ、感染者数の減少傾向を定着させ、重症者・死亡者の発生を防止するため、ワクチン接種の促進をはじめ、飲食機会での感染対策の徹底・人流の抑制等の取組を総合的に進めていく。

特に、医療機関や高齢者施設等施設におけるクラスター発生を防止するとともに、市内における感染拡大の最大要因である家庭内感染予防の取組を深化すること等により、学校・保育施設・放課後児童クラブ、行政機関内への感染波及を防止する。また、保健所と連携した自宅療養者へのケア等を通じて、医療提供体制の確保に寄与する。

措置期間内に10万人当たり直近1週間の新規感染者数を14人以下（ステージⅡ）にすることを旨とする。

### （2）市民への要請

#### ア 市民への外出自粛要請

法第45条第1項の規定により、市民に対し、日中を含め、不要不急の外出自粛を要請する。特に、飲食店等に対して営業時間の短縮を要請する20時以降の不要不急の外出自粛を要請する。

ただし、医療機関への通院や食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除く。

#### イ 県境を跨ぐ移動制限等

① すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。どうしても避けられない場合は、感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で

の検査を受けることを勧める。

- ② 不要不急の市町を跨ぐ移動についても、努めて控えるよう要請する。

#### ウ 「密」の回避と換気の確保

3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされているが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避することが求められる。混雑している時間や場所等への外出を極力減らすとともに、人と人との距離を従来以上に離す（2m以上が望ましい）ことを心がけるとともに、屋外であっても密にならないよう配慮するよう注意喚起する。

また、換気が極めて有効であることから、特に屋内では定期的な換気の措置を徹底するよう呼びかける。

#### エ 会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

#### オ 飲食の際の注意

- ① 飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底を呼びかける。
- ② 未成年者による飲食クラスターの発生事例があることから、親睦会等の飲食機会の回避又は感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ③ 仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園での飲食は行わないよう呼びかける。

#### カ 飲食店等での対策

- ① 法第45条第1項に基づき、市民に対し、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請する。
- ② 飲食店を利用する場合は、県が推進している「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、飲食業団体等が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

#### キ その他

- ① 高齢者施設への感染拡大事例にみられるように、2回のワクチン接種後も、新型コロナウイルスの感染そのものを完全に防止できるとは限らないことから、マスク着用等の感染防止対策を徹底すべきことを周知する。  
マスクの着用に際しては、感染対策を考慮した正しい着脱法や不織布のマスク使用についての啓発動画を配信し、より効果的な対応を促す。
- ② 家庭内感染を少しでも抑制するために、呼びかけ方法等を工夫するととも

に、具体的事例に基づく啓発動画を作成し配信する。

- ③ 発症直後の他人への感染力が最も強いといわれる中、発症後2日以上経過後に相談・受診しているとみられる事例が継続して散見され、感染拡大の一因となっていることから、発症後は速やかに相談や受診の対応をとるよう継続して呼びかける。

### (3) 事業者等への要請

#### ア 飲食店事業者への要請

食品衛生法の飲食店営業許可を受けた飲食店等（飲食店営業許可を受けている結婚式場を含む。ただし、デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館等の宿泊者に限定して食事を提供する食堂等は除く。）に対し、次のとおり要請する。

##### ① 要請期間

令和3年8月20日（金）0時から9月30日（木）24時まで

##### ② 営業時間・酒類提供・カラオケ利用設備使用についての要請

（法第45条第2項に基づく要請）

- a 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む）

休業の要請

- b 上記以外の飲食店

営業時間の短縮要請＝5時から20時までの営業とする。

※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店は、「上記以外の飲食店」に該当する。

##### ③ 営業にあたっての要請内容

（法第45条第2項に基づく要請）

- a 従業員に対する検査を受けることの推奨
- b 入場者の整理等
- c 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（入場済みの者の退場を含む）
- d 手指消毒設備の設置と施設の換気
- e マスクの着用、その他感染防止措置を入場者に対し周知すること
- f アクリル板等の設置又は入場者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと

（法第24条第9項に基づく要請）

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守すること。

#### イ 飲食店以外の施設への要請

大規模集客施設等に対し、次のとおり要請する。

##### ① 要請期間

令和3年8月20日（金）0時から9月30日（木）24時まで

##### ② 商業施設等

- a 対象

建築物の延床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup> 超の大規模な商業施設等

b 要請内容

1) (法第24条第9項に基づく要請)

営業時間は、5時から20時まで

2) (法第45条第2項に基づく要請)

人数管理、人数整理、誘導等の「入場者の整理等」の要請

3) その他の具体的要請事項

- ・イベント関連施設の利用は、3(3)ウ「催物(イベント)の開催制限等」の遵守を要請する。
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する営業時間短縮及び酒類提供自粛の要請内容に準ずる。
- ・百貨店の地下の食品売り場等、人が密集する可能性のある場所については、感染リスクが高いとされていることから、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請する。

c 施設の種類

1) 商業施設(法施行令第11条第1項第7号)

(食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く)

大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー、家電量販店 など

2) 遊技施設(第9号)

マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター など

3) 遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)

(第11号)

個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など

※遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いによる法第45条第2項に基づく要請の対象となる。

4) サービス業を営む施設(生活必需品サービスを除く)(第12号)

スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション業など

③ 商業施設以外の施設

a 対象

建築物の延床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup> 超の大規模な集客施設

b 要請内容

1) (法第24条第29項に基づく要請)

- ・20時までの営業時間短縮要請

(イベント開催の場合は21時までの営業可)

・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請

c 施設の種類

1) 劇場、映画館等(法施行令第11条第1項第4号)

劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム など

2) 集会場・展示施設(第5号・6号)

集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など

3) ホテル・旅館(第8号)

ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)

4) 運動施設、遊技施設(第9号)

体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 など

5) 博物館等(第10号)

博物館、美術館 など

ウ 催物(イベント)の開催制限等

① 開催制限の目安等

a 収容率50%以内または人数上限5,000人以下のいずれか小さい方

b 営業時間 21時まで

② 主催者における感染対策

a 市内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ(COCA)の活用など適正な実施を働きかける。

b 県境・市町を跨ぐ移動・往来の自粛を要請している趣旨を踏まえ、全国的な催物の開催については、主催者から県外等からの参加者に対し、参加の自粛を呼びかけるなど慎重な対応を図るよう要請する。

c 飲食の取扱いについては、酒類提供を含め飲食店に対する要請内容に準じるよう働きかける。

③ 事前相談の対応等

a 参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県と事前相談を行うよう主催者に要請する。

また、開催制限の趣旨や要請内容に適切に対応しているかについて、催物開催間、適宜状況を把握する。

b その他の行事開催についても、求めに応じ相談への対応・助言を行うとともに、感染予防対策用備品類の貸し出しを行う。

④ 地域や団体主催行事等の取扱い

- a 法令に基づく制限により対応を要請する他、デルタ株の高い感染リスクや感染拡大の状況を踏まえ、必要性や緊急性等を考慮し、開催についてはより慎重に検討するよう要請する。
- b 一方で、地域を維持するための、見守り、防災、生活安全のための活動や自治会活動については、人数制限等の感染防止対策を徹底したうえで必要な範囲で行うことを要請する。

この際、行事实施の判断、感染防止対策の具体的実施要領等について、従来通り、求めに応じて所管課および危機管理課で助言する。

## エ 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ① 業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ② 入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ(COCoA)の活用などの対策を呼びかける。
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時(休憩室、更衣室、喫煙室等)の感染防止対策について、注意喚起する。
- ④ 事業者に対しては、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、「出勤者の7割削減」を含めた感染防止対策の強化とともに、20時以降の勤務を抑制することを要請する。
- ⑤ 飲食店への時短要請に係る見回りについて、県及び関係団体と調整し、必要に応じ対応する。

## (4) 市としての対応

### ア 市主催行事等の取扱い

- ① 緊急事態措置の取組の目的を踏まえ、行事の実施については個別に検討する。
- ② 必要性(緊急性・重要性)、時期的な開催意義、実施によって得られる期待効果、行事参加者の感染リスクや重症化リスクの度合い、住民感情等を考慮し、さらなる規模の縮小・実施要領の変更、中止、延期等の選択肢について、より慎重に検討する。  
会議等については、人数制限等の他リモート会議を活用する。
- ③ 市共催行事については、市としての意見を付し共催相手との協議により決定する。

### イ 市の公共施設の運営等

- ① 不特定多数の人が利用する施設の利用については、施設設置の目的、市民の利便性の確保、感染対策徹底の可能性、住民感情等を考慮し、営業時間の短縮や入場制限等について個別に検討し市民に周知する(既に営業時間短縮を行っている場合はこれを継続)。

観光施設についても、一律に休業とせず、施設設置目的、利用状況等を踏まえ、一部業務を停止したうえで施設運営を継続する等の対応を検討する。

この際、施設利用者の状況、周辺市町の動向等を踏まえ、これまでの利用制限を一部強化することを含めて検討する。

- ② 施設利用者の発熱等チェック、施設内の3密回避、換気等、従来以上に感染予防対策を徹底するとともに、施設利用者への注意を喚起する。この際、可能な範囲で施設利用者の把握に努める。
- ③ 特定の入所施設については、施設利用者の特性、特に感染リスクのレベルを考慮し受入れ一時中止とする。

#### ウ 学校教育活動等での対策

- ① 幼稚園、小・中学校、特別支援学校・放課後児童クラブ等において、感染力の強いデルタ株等の変異ウイルスの特性を踏まえ、不織布マスク着用、人同士の離隔距離、換気等の感染防止対策の徹底を図る。  
特に、放課後児童クラブにおいては、密が生じやすい特性を踏まえ、一歩踏み込んだ対策を講ずる。
- ② 感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう、密を回避するための児童生徒の活動エリアの区分等、工夫して授業に取り組むなど適切に対応する。
- ③ 部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ、一定の制限を加えるとともに感染防止対策を徹底する。
- ④ 学校行事等については、目的、必要性・緊急性、期待効果、参加者や保護者への影響度を考慮し、慎重に検討する。
- ⑤ 児童生徒の登校や学校職員の出勤に際し、発熱管理等を徹底し、学校内へのウイルス持ち込みを徹底して防止する。
- ⑥ 児童生徒に感染者や濃厚接触者が発生した場合、対応マニュアル及び国のガイドラインに基づき対応するとともに、必要に応じ学級閉鎖・学年閉鎖等の措置を講じ、感染拡大を防止する。
- ⑦ 看護学校においては、学生の時差登校、職員の時差出勤、執務場所の拡大、市立総合医療センターとの出入りを考慮したワクチン接種等の取組成果を維持し、感染予防を継続する。

#### エ 施設内感染・クラスター発生の抑制

- ① 施設内感染の発生・拡大を抑制するため、業種ごとの感染対策マニュアルの徹底を呼びかけるとともに、厳格な職員管理方式の実践例を参考にスキのない感染対策を確行する。  
必要に応じて、市管理施設について徹底状況の確認を行う。
- ② デルタ株の感染力は強く、ワクチン2回接種の場合でも、様々な施設・団体がクラスターが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び学校に配布を受けた抗原簡易キットを必要に応じて活用し、感染拡大防止に努める。この際、抗原簡易キット使用に必要

な防護資材について、必要に応じ一定の支援を行う。

- ③ 市職員の感染リスクの高まりに応じ、テレワークやサテライト方式の勤務態勢を取り入れる。また、感染予防のための行動管理を強化し、職場内感染防止を徹底する。
- ④ 施設運営事業者に対して、社員・職員などの体調管理を徹底し、すぐれない者については休暇及び検査を推奨することの徹底を求める。
- ⑤ 高齢者施設、学校、保育園等で感染者が発生した場合、市独自施策である新型コロナウイルス感染者周辺検査事業を活用し、クラスター発生や拡大を未然に防止する。
- ⑥ 子供達に対する感染症対策をより効果的・効率的に進めるため、学校、保育施設、放課後児童クラブで感染が判明した場合、市役所関係各課及び市立総合医療センター、医師会と情報共有するとともに、総合的な対応を進める体制を強化する。

#### オ 医療提供体制及び療養体制の充実・強化の寄与

- ① 島田市立総合医療センターの対応  
新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続し、感染症指定医療機関として、地域に求められる役割を果たしていく。
- ② 県（中部保健所）の求めに応ずる応援職員を適時派遣する。
- ③ 自宅療養者への対応
  - a 中部保健所と連携し、パルスオキシメーターの一時貸与や食料品の提供（5日分）、保健師による安否確認を継続して行う。
  - b 県が実施する地域医療機関との連携による電話やオンラインによる診療・経過観察の対応状況や酸素ステーションの設置について状況を把握し、求めに応じ必要な情報を市民に提供する。

#### （5）ワクチン接種の推進

- ア ワクチンの供給、接種体制確保を前提に、計画に基づき11月中に対象者（希望者）へのワクチン接種を完了させる。
- イ ワクチン確保や接種体制確保の条件整備に伴い、接種計画の前倒しや集団接種体制の強化を行い接種を促進する。  
このため、50代接種希望者の前倒し接種、妊婦等及び重度障害児の保護者に対する優先接種を継続実施し、接種目的を効果的に達成する。
- ウ 県が10月上旬から行う静岡市でのワクチン接種会場の運用及び優先接種について、適切に情報提供し、接種率向上に役立てる。
- エ ワクチン供給量等の接種体制の状況を踏まえつつ、40歳以下の市民に対するワクチン接種促進の効果的な呼びかけを行なう。
- オ 県と連携し、必要なワクチン確保が滞ることがないように措置する。
- カ ワクチン接種に対する不安を取り除くとともに、接種判断を主体的に行うために必要な、ワクチンの効果や副反応等に関する情報を継続的に市民に提供する。



キ デルタ株は、ワクチン接種者も感染（いわゆるブレイクスルー感染）するリスクが高いことから、マスク着用等の基本的な感染対策の継続を呼びかける。

## （6）その他

### ア 経済・雇用対策

- ① 時短要請等に応じた飲食店に対する協力金等に加え、幅広い業種に対する県独自の応援金の支給制度について周知し、活用を促す。この際、県が設置する相談窓口等について周知を図る。
- ② 飲食店や宿泊施設が取り組む感染防止対策が一定の基準に適合した場合に店舗や施設ごとに認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」を普及するため、関係事業者に制度を周知するとともに、認証取得のために要した感染対策経費について必要な助成制度について周知する。
- ③ 感染症の動向と経済に与える影響を適時把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策の活用を促す。
- ④ 市長会等と連携し、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。
- ⑤ 緊急事態措置等の解除後の消費喚起策として、ライククーポン事業の再開について検討を進める。

### イ 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

### ウ 副次的被害への対応

新型コロナウイルス感染症流行の長期化に伴う、生活困窮、失業、メンタル面を含めた健康悪化、高齢者の家庭内転倒事故等の増加、家庭内トラブルの増加、デジタル化に係る教育格差、社会不安の増大、誹謗中傷や差別偏見等の社会的・経済的な疲弊状況の顕在化が今後顕著になることを念頭に、現行制度での対策に加え、新たな対策を幅広く継続検討する。

### エ 情報発信

家庭内感染等の抑制を図るため、市民への情報発信要領を工夫する。

- ① 現行の公式ラインによる日々の感染者等情報に、市民に呼び掛けたい簡単なコメントを付記
- ② 感染状況の推移とこれを踏まえた対応のポイントを付記した情報を定期的に配信。この際、緊急事態宣言等解除基準の見直し内容を考慮
- ③ 児童生徒を通じての若い保護者への呼びかけ
- ④ 同報無線でのより効果的な呼びかけ
- ⑤ 家庭内感染防止啓発動画の配信（再掲）

⑥ 島田消防署と連携した消防車両巡回広報